

令和4年	与論町農業委員会 会議録 第6号					
召集年月日	令和4年6月20日(月) 午後 4時00分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)					
開会及び 閉会時間	開会 午後 4時00分	議長	原田 新一郎			
	閉会 午後 5時00分	代理				
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	2番	白石 茂一		3番	山本 池富	
職務上の 議場出席者	局長	山下 秀光	補佐	山下 高明	主査 主事	川田 美智瑠 林 幹大
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(12件)				
	議案第20号	農地法第4条の規定による許可申請に関する件(3件)				
	議案第21号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(1件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	只今から令和4年6月20日定例総会を開会いたします。出席委員は
	9名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。そ
	れでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名
	委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を2番の白石委員と3番の山本委員にお願いし
	ます。なお、本日の会議書記には事務局職員の川田氏を指名いたします。
	それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読
	並びに説明をお願いします。
事務局(山下)	農地法第3条の規定による許可申請が12件、農地法第4条の規定に関
	する件が3件、農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件が1件
	以上になります。
議長	会務報告が終わりました。次に議案第19号「農地法3条の規定による
	許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(川田)	それでは説明いたします。1番は与論町那間Aさんから与論町立長Bさんへ
	与論町立長1697番3畑、41㎡他1筆合計988㎡を親族間の贈与となります。
	2番は与論町朝戸Cさんから沖縄県那覇市Dさんへ与論町麦屋471番2畑、
	1,202㎡他1筆合計2,169㎡を親族間の贈与となります。3番は神奈川県
	川崎市Eさんから与論町那間Fさんへ与論町立長3314番1畑、598㎡を
	あっせん事業による売買で対価として90万円です。4番は神奈川県川崎市
	Eさんから与論町那間Gさんへ与論町立長3320番畑、631㎡をあっせん事業
	による売買となります。対価として60万円です。5番は与論町立長Hさんか
	ら与論町立長Iさんへ与論町立長442番4畑、494㎡他14筆合計14,346㎡を
	親子間の贈与となります。6番は与論町立長Hさんから与論町立長Jさんへ
	与論町立長1070番4畑、3.96㎡他2筆合計961.18㎡を親子間の贈与となりま
	す。7番は熊本県合志市Kさんから与論町那間Lさんへ与論町古里2181番畑
	1,892㎡を兄弟間の贈与となります。8番は茨城県石岡市Mさんから与論町
	古里Nさんへ与論町古里2200番1畑、1,208㎡をあっせん事業による売買で
	対価として169万円です。9番は鹿児島県鹿児島市Oさんから与論町朝戸P
	さんへ与論町朝戸2346番1畑、661㎡をあっせん事業による売買で対価とし
	て与論町朝戸2346番1畑、661㎡をあっせん事業による売買で対価として

	132万2千円です。10番は兵庫県高砂市Qさんから与論町立長Rさんへ与論町
	立長145番1畑、684㎡他1筆合計1,139㎡を売買で対価として70万円です。
	11番は与論町立長Sさんから与論町立長Rさんへ与論町立長1246番2畑、507
	㎡他1筆合計1,012㎡を売買で対価として75万円です。12番は鹿児島県鹿児島
	島市Tさんから与論町茶花Uさんへ与論町那間3601番1畑、2,787㎡をあっせ
	ん事業による売買で対価として340万円です。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。関連して担当地区の委員は調査結果の報告をお
	願いします。
山本委員	1番の譲受人には6月17日午後8時20分頃に確認しました。問題ないの
	で承認をお願いします。
長尾委員	1番の譲渡人には6月20日朝9時半頃確認しました。問題ないので承認
	をお願いします。
白尾委員	2番の譲渡人には6月17日午後7時に確認しました。譲受人には6月19日
	朝の8時頃確認しました。譲受人は沖縄に住まれておりますが、仕事の
	休みを利用し与論に来て農業をするそうです。6月19日朝8時頃に確認しま
	した。承認をお願いします。
事務局(林)	3番4番は5月20日の午後5時半に譲受人、譲渡人とあっせん員委員、事務局
	で立会を行いまして、90万円と60万円で売買すると確認しました。問
	題ないので承認をお願いします。
白石委員	5番6番は譲受人、譲渡人ともに6月19日午後7時頃確認しました。問題
	ないので承認をお願いします。
原田委員	7番の譲受人には6月16日朝8時頃確認しました。譲渡人には6月16日
	11時頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	8番は5月31日午前10時に譲受人、譲渡人の代理人とあっせん委員、
	事務局にて立会を行いまして、169万円で売買すると確認しました。
	問題ないので承認をお願いします。
	9番は5月31日午前10時に譲受人、譲渡人の代理人とあっせん委員、
	事務局にて立会を行いまして、132万2千円で売買すると確認しました。
	問題ないので承認をお願いします。
山本委員	10番11番の譲受人は同一人物なのでまとめて報告いたします。6月17日
	朝7時50分頃確認しました。10番の譲渡人には6月16日、11番の譲受人

	にも同日確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	12番は6月2日午後3時に譲受人、譲渡人の代理人とあっせん委員、事務局にて立会を行いまして、340万円で売買すると確認しました。
	問題ないので承認をお願いします。
議長	意見等ありますでしょうか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請書について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは採決いたします。次に議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	1件目は与論町茶花〇〇から京都府京都市〇〇へ与論町茶花599番4畑、5792㎡を工場地への転用申請となります。農地区分として農用地区域内農地に該当しますが、除外後は申請地から大島支庁合同庁舎まで500m以内に位置しているため第2種農地に該当します。第2種農地の許可方針として申請地以外で代替地がない場合は許可と判断されるかと思われます。2件目は与論町茶花〇〇から京都府京都市〇〇へ与論町茶花603番5畑、61㎡を工場地への転用申請となります。農地区分として農用地区域内農地に該当しますが、除外後は1件目の申請と同じく申請地から大島支庁合同庁舎まで500m以内に位置しているため第2種農地に該当します。許可の方針として申請地以外に代替地がない場合は許可となるかと思われます。
	3件目は与論町立長〇〇から与論町立長〇〇へ与論町立長191番1畑、910㎡のうち388㎡を一般住宅への転用申請となります。農地区分として申請地北側500m以内に船舶の発着場があり第2種農地に該当します。許可の方針として代替地がない場合は許可となるかと判断されます。以上になります。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第20号「農地法第5条の規定による許

	可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案20号は採決いたします。次に議案第21号「農用地利用計画変更に伴
	う意見決定について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	与論町古里〇〇より与論町古里1394番1田、81㎡を農家住宅への申請
	になります。こちらは令和3年度に農振除外転用許可を受けて建設したの
	ですが、建物が隣接の農地へはみ出したためそちらの申請となります。
	意見としまして、申請地の立地として集落接続施設に該当することから
	転用許可见込みであるかと思われます。以上になります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	議案第21号は承認します。その他ございませんか。
	(なし)
議長	それでは6月定例会は閉会いたします。
	議事録署名委員 2番 白石 茂一
	3番 山本 池富